

第1号議案 平成23年度事業報告及び収支決算の件

I. 平成23年度事業報告（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

主要事業について

平成23年度は八王子市民活動協議会が八王子市から指定管理者として10年間の契約で八王子市市民活動支援センターの管理運営を委託された最初の年度でした。新年度直前に発生した3月11日の東日本大震災の影響で9月末までのセンター施設の夜間使用禁止、節電協力等で利用者の皆さんにはご不便をかける結果となりましたが、この間、センター内に義援金箱を設置するなどして義援金募集を行い、八王子市を通じて東日本大震災被災者へ義援金を届けることが出来ました。また、市の指導の下、積極的な節電対策を実施し成果を上げることが出来ました。

年度を通じて支援センター長の指揮下で全スタッフが協力し、市民活動団体への各種支援、市民への相談窓口としての任務を果たしてきましたが、同時に母体の市民活動協議会との各種イベントを通じてのコラボレーションは活発に行われ、満足のいく連携の成果を上げたと自負できます。定期的に行われる協議会と支援センターとの「企画会議」は四半期ごとの業務報告と主要行事に関する意見交換等が行われ相互協力を果たす場として大きな役割を演じてきました。各専門部の活動はいずれも順調に実績を上げています。支援センターへ移管して2年目となったファンド事業も軌道に乗って順調な成果を挙げてきました。

一方、八王子市民活動協議会の独自事業としては、理事を中心に各部会がそれぞれ独自の事業活動を展開してきました。継続事業としての、いちよう祭りでの「わくわく広場」の活動、地域に根ざした活動としての「井戸端会議」は諸般の事情で今年度は開催できませんでしたが、八王子市子ども家庭支援センターとの共催で開催した「子ども支援団体ネットワーク」、会員相互の親睦と交流を図る交流会「新春の集い」、国立東京高専の「サイエンスフェスタ」への協力参加、第11回を迎えた「お父さんお帰りなさいパーティー」（略称：オトバ）の開催等がありました。特に2年目を迎えた「NPO八王子会議」は八王子のNPO団体相互の連携強化に多大な貢献を果たしましたが、23年度は更なる発展を期すべく計画されたNPOパワーアップ事業との連携という新しい形態をとって展開されました。この事業は、東京都の新しい公共支援事業として認定され、助成金対象事業となりました。

また、23年度は政策研究部による「長期（10ヵ年）構想」をベースにした中期計画の策定に向けて準備が進められました。とりわけ、23年6月に改正されたNPO法の改正と新寄付税制は今後の市民活動全般に多大な影響を及ぼすものですが、当協議会としても政策研究部を中心に率先その研究に取り組み認定NPO資格の取得に向けて研究してまいりました。

[1] 支援センター活動

1. 企画運営会議

四半期毎に1回開催しています。運営会議の構成は、八王子市民活動協議会の3役並びに支援センター長です。テーマ内容によっては、支援センター担当部長も参加します。会議内容は、支援センター四半期毎の活動報告並びに業務運営に関する協議や意見交換等を行い、相互の連携・協力を図りました。

評価と課題

理事会等で日常的報告は行っていますが、四半期毎に行う企画運営会議は、両者の連携強化につながっております。今後とも、支援センターの当面の課題だけでなく、八王子市における中核的中間支援組織として、中長期的課題を含め有効な討議を行っていきます。

2. 個人情報保護セキュリティ委員会

平成23年4月12日、個人情報保護管理規程に基づき、平成22年度の監査が監査責任者により行われ、平成23年4月15日付けで、監査報告書を受理しました。監査結果は、個人情報の取扱いや管理状況は適切に行われており良好との評価でした。

6月3日開催の第1回「セキュリティ委員会」では、スタッフの意識向上やスキルアップを目的に個人情報保護に関する理解度チェックの設問に取組みました。12月9日に開催の第2回「セキュリティ委員会」では、八王子市情報公開・個人情報保護運営審議委員でもある新監査人を講師として、「個人情報保護及び情報管理について」をテーマにした研修と質疑応答でスタッフの意識向上を図りました。

評価と課題

インターネット上でのデータの取扱いが増加しており、個人情報保護、漏えい事故対策として、情報の取扱いについて一層注意するよう努力します。

3. 八王子市環境マネジメント制度の取り組み

9月9日に開催の今年度の環境マネジメント研修会で、講師に八王子市環境政策課塩崎紀子氏を招き「L A S—E（八王子市環境マネジメントシステム）に取り組む意識」をテーマにした研修を行いました。環境への取組みは、過程（プロセス）が大事、省エネは「見える化」と「分析」でステップアップすることを学びました。

評価と課題

今年度は、予定されていた指定管理施設の環境マネジメント外部監査は実施されなかったが、これからも、震災後の様々な対応経験も含め、支援センターとしての環境マネジメントシステムの意義の理解と実践に努めていきます。

4. 「指定管理者制度」のモニタリングの実施結果と評価

平成23年8月11日、八王子市より平成22年度支援センターの管理運営に関わるモニタリングの実施結果について書面で通知がありました。5年間の指定管理期間の最終年度で、これまでの運営の成果が問われる年でしたが、総合評価は4年連続の“A”評価となりました。

またホームページへのアクセス件数やメールマガジンの配信件数が大幅にアップし、施設PRに寄与したことも評価されました。

評価と課題

モニタリングの評価を受け、スタッフ一同、今後とも中間支援組織としての使命感を自覚すると同時に、総合評価の指摘にもある、地縁型・テーマ型組織等多様な主体が連携し合う事業展開や「ゆめおりファンD」の運用等を通じ、市民活動団体の組織基盤強化につながる支援をしていきます。

5. 調査研究活動

調査研究活動として、平成23年度市民満足度調査を平成24年1月5日～1月31日に実施しました。回答件数は203件、調査結果は各項目とも、市民や市民活動団体より高い評価を頂きました。これらの結果を「平成23年度市民満足度調査報告書」、「平成23年度啓発部会アンケート調査報告書」、「平成23年度施設、会議室利用状況報告」として、「市民活動通信」やホームページで公表します。

評価と課題

センターに寄せられた意見や要望事項は、それぞれの項目について真摯に受け止め、今後の業務運営に反映し、市民や市民活動団体の期待に応じていきます。

6. 施設利用状況（23年度・利用件数）

会議室	コピー機	印刷機	面談相談	来所他	電話相談	電話他	活性化室	メール相談	メール他
725	538	376	106	714	85	3,137	511	5	4,997

評価と課題

施設利用は従来からの利用者に加え、新規登録の利用者が増える傾向が見られます。相談に関しては、大学生からの相談、助成金申請、推薦状の依頼、行政視察見学等が増え、支援センターの認知度の表れと評価しています。今後とも、スタッフのスキルアップとともに、利用者のニーズに合った対応を心掛けます。

7. 広報部の活動

「市民活動通信」は、毎回奇数月の1日に予定通り発行しました。
(発行部数は、毎回5,000部発行)

発行号数	発行部数	発行日	配布先
第42号	5,000部	平成23年 5月1日	センター登録団体、協議会会員、市の公共施設、市内各駅の広報スタンド、中間支援団体、市内NPO法人、配布希望町会・自治会その他 (八王子町会自治会連合会、八王子老人クラブ連合会、八王子センター元気、八王子レクリエーション協会、紙面掲載団体、他)
第43号	5,000部	平成23年 7月1日	
第44号	5,000部	平成23年 9月1日	
第45号	5,000部	平成23年11月1日	
第46号	5,000部	平成24年 1月1日	
第47号	5,000部	平成24年 3月1日	

・「メールマガジン」の配信

Eメールを利用して「八王子市市民活動支援センター便り」として、支援センターからのお知らせやアクティブ市民塾の開催案内、助成金情報、各市民活動団体等のイベント情報などを、センター登録団体や中間支援団体及びイベント参加者でメールマガジンの配布希望者などへ毎月配信しました。

・「パンフレット」のリニューアル

これまでの支援センターのパンフレットを刷新し、機能や役割などを分かりやすく紹介するパンフレットを作成するため、プロジェクトを発足させ、約6カ月をかけて検討しました。検討にあたって、自由な発想と、それぞれのアイデアで、逐次、用紙サイズや折り方、掲載内容、挿入写真、表現方法等を検討しました。そして、市民の皆さんから愛着を持って活用していただけるよう、愛称名を「サポート802」とし、八王子の「はち」をもじって、可愛らしい「ハチ」を図案化したイラストを挿入しました。

評価と課題

「市民活動通信」の掲載内容や紙面編集等の刷新を図るべく、次年度に向けて検討します。また、「企業のCSR活動」の掲載により、駅の広報スタンドの利用が増えたことは評価できる企画でした。また、「メールマガジン」の配信数が、300通近くに達した等によりアクティブ市民塾等へメールでの参加申し込みが多くなってきました。メールマガジンを市内の大学へも配信する予定でしたが、各大学とのコミュニケーションがなかなかとれず、実現できなかったため、引き続き24年度で実現に向けて努力します。

8. 啓発部の活動

「アクティブ市民塾」は、従来通り月1回、年12回の計画で実施しましたが、4月度は、東日本大震災のため中止しました。このため年間11回の実施となりました。「市民活動入門講座」は、従来年3回行って来ましたが、今年度より「市民活動支援講座」を年3回と「市民活動実践講座」年1回、計4回実施に変更しました。「市民活

動支援講座」の講座内容は、市民団体間の交流や団体会員のレベルアップ等の教育で、幅広い活動団体を会員に持つ当センターの特徴を生かした講座で、6月・11月・2月の3度開催しました。また、「市民活動実践講座」は従来の「入門講座」と同様、市民・団体のレベルアップになる講座で、9月に実施しました。アクティブ市民塾「100回記念誌」（100回の軌跡）を10月に発行しました。

評価と課題

東日本大震災による中止1件を除き全講座を実施し、全参加者数612名（対22年度94名増）で、アクティブ市民塾は464名（+67名）と新記録を達成しました。アクティブ市民塾「100回記念誌」を発行し、継続開催に気持ちを新たにしました。アクティブ参加者が増加傾向の中、会議室収容限度オーバーで参加申込をお断りする場合もあり、今後の検討課題としました。

9. 情報部の活動

支援センターで豊富に持っている団体情報をセンターのホームページに掲載し活用することが課題になっていました。平成23年度は他のホームページの掲載事例等も調査し、具体的な掲載方法を検討し、協働推進課及び五大システムと打合せを実施しましたが、変更工数がかかるため、協働推進課で予算を取っていただくことになりました。予算が取れましたので現在のホームページの画面改善、更新作業効率化とあわせ、平成24年度に新たな団体情報の掲載を実現します。

情報管理に関しては、パソコンパスワードの1回/半期ごとの定期変更、外部用無線LANにパスワード設定、データ持運び用にパスワード付きUSBの導入等セキュリティ上の改善策を実施しました。

評価と課題

ホームページでは、登録団体情報の掲載を実現し、ボランティア情報、助成金情報の画面変更等によりさらに利用しやすく改善すると共に、スタッフのホームページ更新作業効率化も併せて実施していきます。

10. ファンド事業部の活動

CANPANシステムへの登録団体を増やすことを重点に活動し、登録団体は32団体となりました。寄贈件数も市並びに市民からのご協力もあり7件、頒布実績も団体数が15件となりそれぞれ有効活用され「物」支援を効果的に進めることができました。

また、NPO八王子会議開催に際し、事前に実施した84件の団体訪問で貴重な情報収集を行いました。

評価と課題

「ゆめおりファンド」は、様々なPR活動により少しずつ認知されつつあるものの、登録促進が充分図れないため、登録することの目的やメリットをいかに効果的に分かりやすく理解して頂くかが今後の検討課題です。

[2] 協議会独自活動

1. 総務・事務局活動

(1) 事務局会議

平成 23 年度は事務局体制を強化し、理事長を含め 4 人体制で新事務局を発足させました。事務局が扱った主な業務は会員管理、事務所の設置、備品管理、プロジェクトへの対応、イベント対策、認定 NPO への対応、支援センターの組織改革など延べ 11 回の事務局会議を開催し、その内容を三役会、理事会へ提案しました。

(2) 会員管理

平成 23 年度は協議会の組織強化を目指し、きめ細かな会員管理を行うため専任担当者を任命しました。今年度は特に休眠会員の資格喪失手続きを行い、実情に合わせた会員名簿を作成しました。今年度の新入会員の多くは八王子市が行った志民塾の修了生（個人会員）です。一方団体会員は今年度も減少し、協議会の運営に団体の情報や意見の反映が少なくなりつつあり、問題点が浮き彫りとなりました。個人会員が増えたことに対応して個人会員向け会員交流会を開催しました。個人会員は活動したいが実際の活動場所はなかなか見つからない状況にあります。また現在の年金支給は 65 歳からであり、定年退職後の活動としては生活費の一部でも得られる有償ボランティアへの要望が多いように思われます。

会員数 平成 24/3/31 現在	
団体正会員	62
個人正会員	60
賛助会員	42
協力会員	44
合計	208 名

会員数 平成 23/3/31 現在	
団体正会員	70
個人正会員	50
賛助会員	40
協力会員	52
合計	212 名

(3) 「国立東京高専サイエンスフェスタ」への参加

平成 23 年度は東日本大地震の影響で節電への要望が高まり、例年の夏休み開催を秋の高専学園祭と併設して開催されました。よって展示スペースの関係で協議会からの参加は 3 団体のみとなりました。市民団体の活動紹介を行う機会としては重要なイベントであり、今後はより多くの団体が参加できるよう働きかける必要があります。今回の参加団体は「カウンセリング・まてりあ」、「八王子お手玉の会」、「個人正会員、小原清さんの竹の昆虫作り」で、多くの来場者で賑わいました。

(4) 会員交流会「新春の集い」について

平成 24 年 1 月 21 日（土）東京都八王子労政会館において恒例の会員交流会「新春の集い」を開催致しました。今回も一般市民、市議会議員、行政関係者等、80 名を超える参加者があり大いに盛り上がりました。平成 24 年度には、協議会は認定 NPO 法人資格取得に挑戦します。団体会員にも認定 NPO について気にされている方も多く、随所に改正 NPO 法に関する話題を取り入れました。また、会場では昨年秋に行われた

「いちょう祭りわくわく広場」でご協力いただいた「ボーイスカウト八王子」殿への感謝状の贈呈も行われ、新春にふさわしい雰囲気ですべて終了いたしました。

(5) 個人情報管理について

今年度は協議会が指定管理者として管理運営している支援センターに対して、初めての市役所の個人情報管理に関する外部監査があり、個人情報管理の基本的な考え方について大事な教訓を得る機会がありました。扱うデータは市民の重要な個人情報であり、その扱いは取扱数に関わらず万全の体制をもって対処する必要があることを実感いたしました。

協議会の個人情報保護に関する監査は平成 24 年 4 月 26 日に実施され、監査人から適正に管理されているとの評価を戴くと共に、日常的な情報管理について種々アドバイスを戴きました。

(6) 決算について

平成 23 年度は東日本大地震による節電対策で、支援センターは 4 月から 9 月までの夜間は閉館され、夜間分の人件費に余裕が生まれました。よって今まで予算的にできなかった老朽化した備品類の更新や特別の事業を行いました（支援センターの新パンフレットの作成、アクティブ 100 回達成記念事業、支援センター紹介冊子の発行など）。さらに今年度の「お父さんお帰りなさいパーティー」では団体紹介冊子へ広告を掲載し広告収入等により、オトパ事業の単独会計として、初めて収支トントンに近い結果となり今後の運営の安定性が高まりました。

また、東京都の行う「新しい公共支援事業」に関して協議体形式による「八王子 NPO パワーアップ事業実行委員会」を組織し、本年で 2 年目となる「NPO 八王子会議」と連携した形で進め、東京都からの補助金も得て、独立会計ながら収支は黒字決算となりました。

さらに、きめ細かい会員管理により会費納入率がアップし収入増につながったこと、支援センターの指定管理費に初めて一般管理費が認められたことなど、協議会の財務体質改善がなされつつあります。

評価と課題

事務局体制が強化され、いろいろな問題について具体的な提案がされました。会員管理について 23 年度は専任担当者による管理体制が強化され、認定 NPO 資格取得の基礎作りを行うことが出来ました。またより魅力的な協議会のあるべき姿などについても議論が行われ、今後引き続き議論することになっています。しかし、諸々の課題の具体化には相当量の力を注ぐ必要があり、今後より一層の事務局体制強化が必要です。

一方、決算面で各イベントの採算性に改善が見られました。会費収入も納入率のアップなどにより若干増えたこと、また支援センター活動との有機的な連携による支援センター予算の活用などで今年度の決算は改善されました。しかし今後も安定的運営を続けるには新しい補助金事業を受けるなど時宜に適した積極的対応が必要です。

2. ネットワーク推進活動

(1) 井戸端会議

今年度も井戸端会議は市民活動団体が地域に根ざした活動の推進や地域の地縁団体と市民団体の連携を推進することを目的として開催を予定しました。そこで地域に根付いた活動を行っている団体に打診したところ、地域での取り組みには多くの課題があり、地道な活動を積み重ねている状況にあることを知りました。昨年度のように地域での開催が果たして有効な手段なのか考えさせられるものでしたので、今年度は開催を断念いたしました。

また、21年度開催の市民フォーラム「井戸端会議—子どもと共に地域をつくる」を引き継いだ「子ども支援団体ネットワーク」は昨年度同様今年度も八王子市子ども家庭支援センター主催、八王子市民活動協議会共催で2月18日にクリエイトホールで開催しました。ワールドカフェを導入して意見交換が出来、団体紹介域から一步踏み出して課題の共有化へと進むことができました。

(2) いちちょうまつり「わくわく広場」—11月19日・20日—

実行委員会を9月3日、10月8日、11月5日の3回開催しました。実行委員長にボーイスカウト八王子12団の代表小林氏が就任し、より一層市民団体の連携が強まりました。今年は竹・わらの「手づくりなかまのミニ広場」を河川敷で、ディサービス祭り(19日のみ)を体育館で開催、八王子市民活動協議会が綿菓子作り体験を行うなど新たな取り組みがみられました。19日は雨に降られ、うたごえのステージを体育館に、お手玉を2階和室に移すなど、市民センター内がいつになく賑わいました。フードコートも20日にはお天気に恵まれ、前日の分まで取り戻すことができるほどの賑わいを見せました。剰余金の一部、寄付など「東日本大震災支援」義援金を募り、51,000円を八王子いちちょう祭り祭典委員会に渡すことが出来ました。また、前日準備、片付けも実行委員長の指示の下、多くの力を合わせ、短時間で済ませることができたこともあり、特に協力頂いたボーイスカウト八王子2団、12団に「新春の集い」において感謝状を贈りました。

評価と課題

「井戸端会議」の在り方を一から考える時期にあると思います。また、「井戸端会議」から育った「子ども支援団体ネットワーク」も市民団体のネットワークで新たな協議体をつくり、子ども家庭支援センターと協働していくことも視野に入れ、その動きをつくるのがネットワーク推進の課題と考えます。

「わくわく広場」も安定した活動が出来るようになりました。協議会中心の活動から、実行委員会中心の活動へと移行し、市民団体のネットワークの強化と各団体の力をつける機会となるような活動の展開が望まれます。

(3) 第11回「お父さんお帰りなさいパーティー」(略称:オトパ)

平成24年3月24日(土)八王子労政会館で第11回「オトパ」が開催されました。企画運営は、今回も八王子市民活動協議会と八王子市(協働推進課)・一般市民からなる「実行委員会」が担当しました。前回は、開催直前の東日本大震災で開催が危ぶま

れましたが、今回は積極的な広報活動の効果も有り、事前申し込みも多く、オトパ史上最多の約 240 名もの参加者で、会場の狭さが気になるほどの大盛況でした。

また初の試みとして、オトパへの協賛を地元の企業・商店・団体などから協力を頂き「団体紹介冊子」紙面で紹介した事で、地域社会の理解も深められたと思います。

当日は、石森新市長に「シニアへの思いを込めた」ご挨拶を頂き、引き続いての講演は三鷹市でシニアの地域活動指導に関わってこられた堀池喜一郎さんから「60 歳からは地域で仕事だ！」とシニアの地域活動参加の動機付けにふさわしいお話を聴く事が出来ました。引き続き行われた出展活動団体との出会いは、3 年前から好評な“ツアーガイド”による「各団体ブースへの案内」を行い、各グループとも和気あいあいとした雰囲気ですべて楽しんでいただけました。

今回も好評を得た“ツアーガイド”は、友好関係にある 3 団体の協力で行いました。昨年より実施した初参加者への「フォローアップ懇談会」は 4 月と 5 月の 2 回開催し、初参加者の市民活動への動機付けとなるような後押しを行っていく予定です。今回のパーティーには、近隣から武蔵野市、相模原市、埼玉県から桶川市、上尾市、さらに遠方の松本市からも「シニアを地域に迎え入れる関係部署の方」が視察にお見えになりツアーや懇親会にも参加して頂き、意見交換の場を持ちました。

評価と課題

今回のオトパは、参加者も多くアンケート結果も好評で成果が上がったと評価していますが、今後更に多くの初参加者に来て頂くためには会場の狭さ対策や、見学時間が足りないなどの声にどう応えてゆくかという大きな課題に取り組むと共に、より多くの女性にも参加していただく方策と、定年を迎えたばかりの若いシニア層に関心を持ってもらえる企画などに取り組んでいく必要があります。

3. 政策研究活動

平成 23 年度は、政策研究活動の戦略性・継続性を重視しつつ、23 年 6 月 9 日に策定した「政策研究部平成 23 年度計画」に則って政策研究活動を推進してまいりました。前記の計画は次の 3 本柱を中心に構成されています。

- ① 「ゆめおりファンド」のステップアップについての研究
- ② 認定 NPO 法人資格取得についての研究
- ③ 「協議会長期（10 年）構想」の推進についての研究

(1) 「ゆめおりファンド」のステップアップについての研究

物の支援については、すでに支援センターの 1 事業として 3 年が経過し、多くの実績を挙げています。しかし、「ゆめおりファンド」は資金と人の支援についてのシステム化が構築されて初めてファンド本来の制度として完成されるものです。当部会では、人の支援については、NPO パワーアップ講座の修了生などを登録する「人材派遣制度」の創設、行政の「アドバイザー制度」も考慮したシステムづくりなどの意見が出されています。また、資金の支援については、認定 NPO 資格取得問題の進展と共に、集められた寄付金の相当部分が市民活動団体の支援に充てられるということを前提に、

資金支援システムの構築が急がれると結論づけられています。

(2) 認定NPO法人資格取得についての研究

当面先送りまたは廃案となるのではないかと危惧されていた市民公益税制案は党派を越えて国会を通過し、平成24年度からは新しい制度が実施されることになりました。当部会では23年7月に認定NPO法人の資格取得を目標として春本理事をリーダーとし大福・植村両理事をメンバーとする研究チームを立ち上げ、担当部員を関連する講習会に派遣するなど、認定の申請を目指して着々と準備を進めております。認定の要件として、少なくとも年間100人から1人当たり3千円以上の寄付金を集めなければなりません。仮認定の認定NPO法人の資格取得ではこれを免除されており、早期に対応するため24年度に仮認定の認定NPOの資格を取得する予定です。認定NPO法人の資格取得は、市民団体の活性化に寄与するもの、あるいは前述の「ゆめおりファンド」の資金システム構築への一歩となるものと大いに期待されています。

(3) 「協議会長期（10ヵ年）構想」推進についての研究

平成23年3月に策定した「協議会長期（10ヵ年）構想」を、どのように具体化していくかを検討するために、三役会メンバープラス春本理事・廣川理事で構成する「協議会長期構想推進委員会」が23年11月に発足いたしました。推進委員会では、長期構想を踏まえ中期計画を策定すべきではないかと結論付けられています。策定案は政策研究部において検討することとなりました。優先課題として新たな指定管理業務の開拓、行政との協働（ゆめおりファンドの充実）、情報力の強化（八王子NPO白書の発刊）などの意見がありましたが、具体的な検討は24年度に繰り越されることになりました。

評価と課題

平成23年度は上記報告の通り①「ゆめおりファンド」のステップアップについての研究、②認定NPO法人資格取得についての研究、及び③「協議会長期（10ヵ年）構想」の推進についての研究などを中心に進めてきました。この為に、23年6月から24年4月までの10ヵ月間で9回の政策研究部会、2回のファンド研究会、更には2回の協議会長期構想推進委員会を開催して議論を深め、特に認定NPO資格取得問題については研究チームを発足させて24年度中には仮認定資格取得可能という実効ある研究を進めることができました。この他、行政への政策提言（アドボカシー）の一環として市民会議が検討を進めていた「八王子市基本構想・基本計画素案」に関連して「市民活動・市民協働都市宣言」採択への働きかけについて検討いたしました。

ただ、部員の多くは、協議会業務以外にも多様な事業に関係しており、特に協議会のスタッフ業務を担当している理事は極めて多忙で政策研究に多くの時間を割くことはできませんでした。また、政策研究を実践に移行しようとしても、実行部門に受入態勢が整わないという実態が浮き彫りになっています。上記の3つの事案の他に、行政への政策提言・新事業の研究など取り組むべき重要な課題があったと思料しています。しかし、残念ながら問題意識はあっても、限られた経営資源の中で、これらの問題に取り組むことはできませんでした。

4. 広報活動

(1) 協議会だよりの発行（A3両面印刷）

「協議会だより」は、前年度同様、年6回偶数月の1日付けで発行しました。発行部数は毎回1,100部となりました。

会員向けにはカラーで、一般向けはモノクロで印刷しています。配布は会員へは直接郵送、一般市民向けには17箇所の市民センターを通じて配布しています。また支援センターでの配布や協議会が主催する各種イベント会場でも配布しています。

発行号数	発行日	配布先
第36号	平成23年4月1日	協議会会員、広報紙掲載団体、市民センター、 支援センター関係団体、市内NPO法人 八王子老人クラブ連合会、窓口配布、各種イベント等、その他
第37号	平成23年6月1日	
第38号	平成23年8月1日	
第39号	平成23年10月1日	
第40号	平成23年12月1日	
第41号	平成24年2月1日	

(2) 協議会ホームページ

協議会のイベント開催案内及び活動報告を日常的に更新しています。また会員用の1ページホームページについても要望に応じて更新しています。

評価と課題

「協議会だより」の発行部数は少しずつ増えていますが、実際に読まれているかが問題であり、今後は実態の調査及び見直しも必要と思われれます。

ホームページは担当者の日常活動が多忙のため必要最小限の更新に止まっており、協議会としてさらなる情報発信が必要です。

5. 特別プロジェクト活動

平成22年度から、八王子市民活動協議会としては各部に属さない新規事業について特別プロジェクト制をとり、積極的に新しい事業の開発に取り組んできました。その中の一つ、「駒木野庭園公園」プロジェクトについては、庭園管理が主体となる事業ということが判明し、残念ながら協議会の資源を活かせる事業ではないとの判断で中止いたしました。また、収益を念頭に置いた新規事業開発の検討もしました。八王子の名産を売る等のアイデアもありましたが、中間支援団体としてやれることという点で諸々の壁があり、特に市内の他団体との競合の問題等もあり、中間支援団体の事業としては断念することになりました。

このような中で大きな成果につながったのが「八王子NPOパワーアップ事業」です。平成23年度に入り、協働推進課から「東京都新しい公共支援事業」の案内をいただき、以前から構想はあったものの資金面で頓挫していたNPO団体対象の研修を再度検討し、前年度の特別プロジェクトとして大変好評だった「NPO八王子会議」と連携した「八王子NPOパワーアップ事業」としてまとめ、モデル事業として東京都の助成対象事業に申請し、24年1月に認定されました。

① NPO 八王子会議

平成 23 年 2 月 19 日に第 1 回「NPO 八王子会議」を開催し、参加した市民団体から大変な好評を戴きました。第 2 回「NPO 八王子会議」は平成 24 年 2 月 25 日に開催し、121 名の参加者を得、盛況裏に終了しました。アンケート結果では、「会議内容は良かった」が 95%と大好評でした。また、開催前の各市民団体を訪問しての事前アンケート調査には協議会理事が中心となり、幅広く訪問し、市民活動の実態把握と PR に努めました。今後は八王子会議を新たな気づきの場とし、意識改革を図ると共に広いネットワークを構築します。

② NPO パワーアップ講座

NPO 八王子会議を意識面の気づきの場とし、その沸き起こった向上心を NPO 団体の実務能力を向上させる実務講座につなげ個々の団体の体質強化を実現するとともに、ネットワークを構築し地域活動のさらなる活性化を目指す講座です。NPO 八王子会議とパワーアップ講座は将に車の両輪というべきものです。

講座内容としては団体向けパッケージ講座（7 講座 9 日間）＋一般向けパソコン基礎講座＋一般向け特別講演を実施します。

平成 23 年度は企画及び具体化検討を実施しました。各講座の講師及び日程を決定しました。講座内容も項目案は決定済であり、今後具体的な運営方法を詰めていきます。

評価と課題

- ① 意識改革の場である「NPO 八王子会議」と団体の実務能力をアップさせる「NPO パワーアップ講座」をリンクさせることにより、相乗効果が期待できる NPO パワーアップシステムを構築できたことは評価していただけていると思っています。
- ② システムとしては会議と講座を効果的にリンクさせることが課題です。

II. 平成 23 年度収支決算

下記別紙による。

- 別紙（1）平成 23 年度八王子市民活動協議会決算（収支計算書）
- 別紙（2）平成 23 年度八王子市市民活動支援センター決算（収支計算書）
- 別紙（3）平成 23 年度八王子市民活動協議会決算（貸借対照表）
- 別紙（4）平成 23 年度八王子市市民活動支援センター決算（貸借対照表）

III. 平成 23 年度監査報告

別紙（5）平成 23 年度八王子市民活動協議会監査報告書（当日配布）による。

第2号議案 平成24年度事業計画案及び収支予算案の件

I. 平成24年度事業計画案（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

基本方針

今年協議会発足10周年の記念すべき年であり、協議会活動の一つの節目として会員の皆様と共に成果を祝いたいと思っております。そのためには、記念すべき10周年を契機に協議会のゆるぎなき活動の第2ステップが始まったと期待されるような活動展開を図り、関係する皆様方に納得していただかねばなりません。

先ずもって、八王子市の指定管理者として運営を任されている支援センターについては、近年益々知名度が上がってきていますが、50万人を抱える八王子市の広大さを考えると更なる知名度アップを図り、市民の皆さんへの相談窓口としての認知度を向上することが必要です。会議室利用等の諸々の便宜を図ると共に、啓発活動の更なる活性化、広報紙、ホームページ、メルマガ等を通じての広報活動の活発化、市民団体への貢献度の高いファンド事業の一層の発展により市民団体への支援を図ると共に情報公開促進のためのCANPANシステムの活用を図ります。

協議会の独自事業としては、従来からの継続事業としてのシニアの方々への市民活動参加のきっかけづくりとしての「お父さんお帰りのパーティー」、市民団体を結集して参画する八王子いちょう祭りでの「わくわく広場」の展開、行政・地域・市民団体による交流の場「井戸端会議」の開催、東京高専サイエンスフェスタへの協力等は今年も実施してまいります。また、新しい試みとして展開したNPO八王子会議は八王子地域の市民活動諸団体のコラボレーションの機会づくりともなりました。今年NPOパワーアップ事業として実務担当者向け講座展開とセットにして更なる相乗効果を発揮すべく新しい展開を企画しております。

政策研究部を中心に研究を重ねてきた長期（10ヵ年）構想に基づく中期計画の作成、新規事業の模索は続けていきますが、今年当面の最大課題である認定NPO資格取得の実現に向けて着実な展開を図ります。昨年6月の国会で制定され、今年4月から施行される改正NPO法の下での認定NPO資格取得問題と新寄付税制の問題はわが国における市民活動の歴史の中でまさに記録に残る最大モニュメントの一つと考えられます。当協議会としては率先してこの課題に取り組み、実現していくことにより、永年の課題であった財政健全化の課題解決を目指します。

内部体制としては、事務局メンバーの拡大を図り、実務レベルでの増強を図ります。また各種のイベントを通じて理事、会員の皆さんの参画機会を増やし、トータルとしての活動活性化を図るべく努力します。また、地域活動団体としての町会自治会活動との連携はいろいろな機会を通じて深めていき、実効性のある連携を目指します。更に市民の代表である市議員や行政の方々とは幅広く連携を深めていく所存です。

【1】支援センター活動

未曾有の東日本大震災の発生や高齢者を対象にしたアンケート結果（市調査）では、様々な繋がりや絆、支え合いが、人びとや地域にとっていかに大切かを学びました。そして、新寄付税制やNPO法が改正され、市民活動の制度的環境整備が進みつつある中で、八王子市市民活動支援センターの果たす役割は益々重要になってまいりました。市民活動の中間支援組織として、指定管理者である特定非営利活動法人八王子市民活動協議会と連携のもと、“つなぐ、ささえる、みんなの想い”をスローガンに、市民活動を目指す方々や各既設団体への支援を引き続き推進してまいります。

今年度は、下記重点施策に取り組んでまいります。

- ① 市民の自発的な社会貢献活動を支援します。
- ② 市民協働のまちづくりを担う市民活動団体を育成します。
- ③ 市民活動団体の相互交流の促進や市民、行政、企業、大学、町会・自治会、諸団体とのネットワークの形成とパートナーシップを育てます。
- ④ 市民活動の“プラットホーム”的存在として、相談、コーディネート機能の充実・スキルアップ、普及・啓発活動、情報収集と提供等の一層の充実を図り、市民活動団体等との関係構築のため現場を重視し、接触や対話の機会を増やします。
- ⑤ 地域資源マッチングシステムである「ゆめおりファンド」を活用し、市民、市民活動団体、企業CSRとの相互連携や地域資源の有効活用に努めます。
- ⑥ 業務の改善と効率的運営で経費の節減に努めます。

1. 企画運営会議

支援センターは、八王子市民活動協議会と、センター事業の施策運営等の協議や情報交換の場として、四半期毎に1回、会議を開催します。

2. 個人情報セキュリティ委員会

支援センター「個人情報保護基本規程」にもとづき、委員会を年2回開催致します。年1回の外部監査の評価と改善策や委員会委員を対象にした、教育研修会を開催して、法令及び規範遵守を徹底致します。

3. 八王子市環境マネジメントシステム

外部監査指導に適切に対応して、職場環境の改善に努めます。また、環境教育研修会の開催や環境推進責任者、環境推進委員を中心に、日常の職場内環境の維持と啓発に努めます。

4. 相談業務と人材育成

相談内容の高度化、多様化で相談技術、専門知識、情報処理能力、人脈ネット等の向上が求められます。特に、寄付税制やNPO法の改正を受け、認定取得や寄付に関する相談への対応能力向上に努めます。また、外部研修、現場体験、職場内OJT、等での教育研修、外部人的ネットワークの活用や関連図書、調査資料、諸データを整備して人材

教育に役立てます。

専門相談は提携の外部組織（税制、司法、労務等）に委ねます。

5. 調査研究事業

利用者の期待と信頼に応えるため、毎月開催の諸講座の「アンケート調査」や「施設・会議室利用状況報告」、「市民満足度調査報告」等の調査結果を集計・分析・公表し、積極的にセンター業務改善とサービスの質的向上に活かしてまいります。

6. 施設運用管理

的確で有効な施設管理と窓口の顧客対応力の向上で、利用者の利便性の向上を図ります。

7. 施設の安全、危機管理体制

当ビル管理会社の管理指導のもと、消防法に定められた自衛消防訓練や防火上必要な教育研修等の体験訓練学習により、施設利用者やスタッフの安全確保に努めます。

8. 自己評価（マネジメントサイクル）の取り組み

モニタリング事業評価シートに基づき各部門の達成状況を把握検証し、結果をスタッフで共有化することによって、支援センター事業目的達成の質的向上に努めてまいります。

9. 啓発部計画

内容：啓発部の定義・活動内容・頻度・対象は次の通りです。

講座名	目的・内容	頻度/年	対象
1.「アクティブ市民塾」	市民団体の活動紹介	1 2回	全ての市民と団体
2.「市民活動実践講座」	時代を先取りした専門講座	1回	同上
3.「市民活動支援講座」	団体間の交流やレベルアップ等々	3回	指定した市民団体のみ

(1)「アクティブ市民塾」

市民団体の紹介と市民との交流の場として、毎月1回・新規な1団体で原則第4土曜日に開催します。

(2)「市民活動実践講座（入門講座を改称）」

今年も昨年同様に1回だけ計画します。内容は時代を先取りしたテーマで、この道に詳しい実務家を講師に招く予定です。

(3)「市民活動支援講座」

今年、多業種の市民団体の交流会や市民団体から要望が多い団体会員を対象とした実務講座、「外部の施設見学」等を計画しています。

10. 広報部計画

(1) 広報紙「SUPPROT802」の発行

市民活動支援センターの広報紙は、創刊号以来「市民活動通信」として発行していましたが、今年度から紙面をリニューアルすることに伴い、広報紙の名称を「SUPPROT802」に改め、カラー印刷化やデザイン変更等を行い、発行回数も年6回のほか、特集号を発行するなど、より親しみのある広報紙を発行してまいります。

主な掲載内容は、市民活動に関するホットな情報や用語解説等も取り入れるほか、市民活動団体の活動状況やイベント情報・ボランティア募集の案内、支援センターで主催するアクティブ市民塾などの講座開催やお知らせ情報、協議会や市の主催するイベント情報などを予定しており、限られた紙面をできるだけ有効に活かし、「市民活動」の情報提供の媒体紙として、市民が積極的に市民活動に関われる情報提供に努めていきます。

回数	発行号数	発行予定日	配布先
①	第48号	5月1日	市の公共施設、駅広報スタンド、協議会会員、紙面掲載団体、他市中間支援センター、市内NPO法人(約200団体)、八王子町会自治会連合会、ミニコミ誌、八王子老人クラブ連合会、八王子子ども劇場、八王子レクリエーション協会、八王子センター元気、記者クラブ、各種イベント、窓口配布、その他
②	第49号	7月1日	
③	第50号	9月1日	
④	第51号	11月1日	
⑤	特集号	11月1日	
⑥	第52号	1月1日	
⑦	第53号	3月1日	

(2) メールマガジンの配信

これまで、Eメールを利用して「八王子市市民活動支援センター便り」として、配信していたメールマガジンの名称を「SUPPROT802便り」に改め、支援センターからのお知らせやアクティブ市民塾の開催案内、助成金情報、市民活動団体のイベント情報などを、登録団体や中間支援団体及びメールマガジンの配布希望者などへ毎月配信します。また、今年度は、市内の各大学への配信も進めるべく検討してまいります。

11. 情報部計画

(1) ホームページの活用

市民活動団体情報を掲載とともに、団体が発行している広報紙等の一般情報も掲載します。また、メールマガジンの情報をリンクします。

(2) 市民活動団体のIT強化支援

八王子NPOパワーアップ事業のパソコン講座をサポートし、また、八王子NPOパワーアップ事業実行委員会やファンド部会と協力しパソコン実務講座を開催します。

(3) 支援センターの業務遂行システム改善

在宅業務遂行に適したIT環境を検討/導入し、データを統合管理するシステム検討/導入を準備します。

12. ファンド事業部計画

経営資源(物品提供システム・物の支援)の潜在的提供者である企業、団体、大学、市民等を対象に、八王子市民活動協議会の協力を得ながら組織的に活動を行います。また、地域資源の循環システム環境がスムーズに構築出来るような場やネットワークづくりを検討します。

ゆめおりファンド事業は、様々なPR活動により少しずつ認知されつつあるものの、登録をさらに促進するため、今後とも、登録することの目的やメリットを効果的に分かりやすく理解して頂く努力をしております。

[2] 協議会独自活動

1. 総務・事務局

(1) 会員活動の充実及び事務局体制の増強

平成23年度はきめ細かな会員管理を行ったことにより、休眠会員のいない実働会員による会員構成を達成しました。会費収入も増え、今年度にチャレンジする認定NPO資格取得の実現に向けて基盤固めの第一歩を踏み出した状況となりました。今年度は特に賛助会員の募集に力を入れ、認定NPOの運営基盤を整えるよう努力します。

事務局体制の強化と共に、新理事の方々には、それぞれ新しいテーマに挑戦してもらえる環境を整備します。さらに今後の活動の地盤固めのための新しいプロジェクトを発足させます。

(2) イベントの計画

会員交流会は協議会運営の基本的活動のひとつであり、会員は当然のこと、各方面の市民団体関係者や行政、市議会、地域団体関係者等に幅広く呼びかけていきます。中間支援団体としての協議会はあらゆる分野の団体と関連があり、広く呼びかけることにより市民活動へ貢献することができます。

今年は協議会発足10周年であり記念行事を開催しますが、単なる記念行事でなく、各方面の団体リーダーに集まっていただき懇親と横つなぎの場となるような中間支援団体ならではのイベントにしたいと願っています。

また「東京高専サイエンスフェスタ」には今年度も参加要請が来ており、1団体でも多くの参加が出来るよう働きかけます。

(3) 個人情報保護について

個人情報保護に関しては、昨年の経験をもとに支援センターと連携しさらに細部まで注意を払って管理していきます。対象となる文書やデータの取り扱いは事務局スタッフを中心に管理すると共に、スタッフに対する教育も行ってまいります。

(4) 予算について

支援センターの予算管理は昨年一般管理費が認められる等その管理体制は大きく変貌しました。管理費収入と共に会員増による会費の増加、認定NPO資格取得に伴う寄付金収入の増加等を踏まえた協議会予算の柔軟な運営を図るよう努めます。よって今年度は事務局体制を見直し、実情にあった体制整備と予算配分を行います。

2. ネットワーク推進活動

(1) 「井戸端会議」の開催

市民活動団体が地域に根ざした活動の推進や地域の地縁団体と市民団体の連携（ネットワーク）を推進することを目的として「井戸端会議」を開催します。ただし、昨年度開催を見送った経過を検証し、開催地域、開催方法については十分な検討を行うようにします。

＊八王子市子ども家庭支援センター主催「子ども支援団体ネットワーク」に関しては参加市民団体の意向を汲み、市民団体の連携等、今後の在り方を検討していきます。

(2) いちょう祭り「わくわく広場」の担当継続

いちょうまつり「わくわく広場」を参加団体のネットワークの充実を図るために実行委員会形式で開催します。昨年同様に実行委員長は参加団体から選出し、事務局をネットワーク部が担うようにします。7月～8月に参加団体の募集、9月より実行委員会を3～4回開催、11月16日前日準備、11月17日、18日当日実施、11月中に反省会を行います。

(3) 「お父さんお帰りがささいパーティー」（略称：オトパ）

第12回は「オトパ」の目的・狙い・進め方などの再検討を行い、シニア層の方々には地域活動により参加し易く、団体には加入者の増が図り易いような企画を立て、よりキメ細かな運営を行います。

- ① 初参加者増のためIT活用の宣伝を増やし若いシニアや女性へも呼びかけを行う。
- ② 参加人数・出展団体数に見合った会場確保、もしくはレイアウトや出展団体数の見直しを行なう。
- ③ 出展団体への聞き取り調査と、調査結果に基づく出展団体への啓もう活動を行う。
- ④ 参加人数に見合ったツアーガイドの確保と事前研修の充実を図る。
- ⑤ 地元企業・商店などからオトパ協賛を頂くと共に「オトパの知名度向上」を図る。
- ⑥ 実施時期の再検討：他の行事や新参加者確保のし易い時期等を勘案して決める。

3. 政策研究活動

平成23年度に続いて次の3つの事案は、調査研究の中心的な対象となります。

- ① 「ゆめおりファンド」のステップアップについての研究
- ② 認定NPO法人資格取得についての研究
- ③ 「協議会長期（10ヵ年）構想」の推進についての研究

特に、②の認定NPO法人資格取得の研究は、24年度中に仮認定の資格取得という新しい段階に入り、協議会プロジェクトとして認定申請をしてまいります。認定NPO法人の資格取得は①の「ゆめおりファンド」のステップアップ研究の起爆剤になると思われます。市民活動団体への資金支援には、行政からの資金の導入・企業などからの大型寄付金の受入などの課題がありますが、一般市民（個人）からの善意を大切にすることは当然のこととで、金銭を扱う以上、ハード・ソフト両面で確りしたシステムの構築が必要です。③の「協議会長期（10ヵ年）構想」の推進については、当部で中期計画を

策定することが求められています。構想で提案されている「NPO経営サポート情報部」や「事業開拓研究推進部」を持てる資源の中でどう創るのか、創れないとしたらどう対処すればよいのかなど研究を深める必要があります。

この他、政策研究部が取り組むべき課題として、行政への政策提言（アドボカシー）や新規事業研究などがあります。当協議会には「お父さんお帰りなさいパーティー」、「NPO八王子会議」、「NPOパワーアップ講座」など多くの優れた企画事業があります。しかし、協議会が一層の飛躍を図るためにはどうしたらよいのでしょうか。政策研究部の存在価値もここにあると考えられます。

今年度は理事改選の年であります。新しい部員による「政策研究部平成24年度計画」を策定し、協議会の次なる10年に向けて政策研究に取り組んでまいります。

4. 広報活動

(1) 協議会だよりの発行

「協議会だより」については、年6回偶数月の1日付けで毎回1,100部発行します。主な掲載内容は、協議会の活動状況やイベント情報、協議会団体会員のイベント情報などで、より親しめる広報紙を目指し見直しを行う予定です。

発行号数	発行予定日	配布先
第42号	平成24年 4月1日	協議会会員、紙面掲載団体、支援センター関係団体、各市民センター（17箇所）、市内NPO法人、老人クラブ連合会、窓口配布、各種イベント等、その他
第43号	平成24年 6月1日	
第44号	平成24年 8月1日	
第45号	平成24年10月1日	
第46号	平成25年12月1日	
第47号	平成25年 2月1日	

(2) 協議会ホームページ

ホームページは協議会の情報発信の有力な手段であります。よって24年度は予算を増やし、レイアウトの全般的見直しおよび積極的な情報発信を行います。

5. その他の主な事業活動

(1) 認定NPO法人資格取得プロジェクト

23年度では政策研究部を中心に研究してきた認定NPO資格取得については、24年度は具体的行動を要することから、特別プロジェクトの「認定NPO法人資格取得プロジェクト」として取り組みます。

24年度は早期の仮認定資格取得を目指します。そのための申請に関する諸手続き、必要資料の準備等を行います。また同時に、本認定へ向けての本格的準備が必要であり、体制整備と共に寄付集めの実践活動を開始すべく、プロジェクト担当者を中心に全理事の協力を得て活動を推進していきます。

(2) 協議会10周年記念行事実施プロジェクト

協議会は今秋に設立10周年を迎えます。協議会にとって大きな節目の年でもありますので、特別プロジェクトを組んで、記念イベントの開催や「協議会10年史」発行等の企画を立案、実施します。

(3) 八王子NPOパワーアップ事業

平成23年度に、5団体による協議体形式の「八王子NPOパワーアップ事業実行委員会」を立ち上げ、東京都の「新しい公共支援事業のモデル事業」に認定され、「第2回NPO八王子会議」を開催しました。協議会は「協議会、協働推進課、著作権推進会議、八王子子ども劇場、八王子生涯学習コーディネーター会」の5団体で構成する協議体の主体団体として、実行委員会の中心的役割を果たしていきます。

今年度は新たに実施する実務講座「NPOパワーアップ講座」を開催します。「NPO八王子会議」との連携を強化し、相乗効果をフルに活かした活動とすべく努めます。

① NPO八王子会議

基調講演＋ワークショップ＋事例発表＋まとめ講座の構成で新たな気づきの場とし、意識改革を図ると共に、参加者を中心に交流会を開催し、幅広いネットワークを組織します。

② NPOパワーアップ講座

団体向けパッケージ講座（7講座、9日間）＋一般向けパソコン基礎講座＋一般向け特別講演を具体化し実施します。

講座の都度アンケートをとり、次年度の講座につなげていきます。

II. 平成24年度収支予算（案）

下記別紙による。

別紙（6）平成24年度八王子市民活動協議会予算（案）

別紙（7）平成24年度八王子市市民活動支援センター予算（案）

第3号議案 定款変更の件

(1) 第4条に3種類の特定非営利活動分野を追加する件

特定非営利活動促進法の改正により特定非営利活動分野の追加を行うため、下記分野を追記し、番号も法に準拠して並び変える。

(4) 観光の振興を図る活動

(5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

(19) 全各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(20) 法第2条別表各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市が条例で定める活動

(2) 第15条第1項、第2項を変更する件

平成24年4月の法務省通達に基づき、協議会の代表理事の明確化を図る。

(職務)

第15条 理事長、副理事長、常務理事はこの法人を代表する。

2. 理事長は、この法人の業務を総理する。副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。常務理事はこの法人の業務を分担し、理事長を補佐する。

[現行規定] 1項：理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2項：副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(3) 第16条に第2項を追記し、第2項以下をそれぞれ繰り下げる件

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が集結するまでその任期を伸長する。

3. 現行第2項とする。

4. 現行第3項とする。

第4号議案 理事選任の件

第5号議案 監事選任の件